

〔令和元年分用〕「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の8)の適用を受けるための適用要件を確認する際に使用してください。
- 2 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- 3 このチェックシートは、申告書の作成に際して、この特例の適用に係る贈与者ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

受贈者(特例適用者)

贈与者氏名:

住所 _____

氏名 _____

電話 () _____

関与税理士	所在地			
	氏名		電話	

項目	確認内容(適用要件)	確認結果		確認の基となる資料
贈与者	(1) この特例の適用に係る贈与の時前において特定事業用資産に係る事業を行っていた者に該当しますか。	はい	<input checked="" type="checkbox"/>	—
	申告期限まで ① その事業について、贈与の日の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書(租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るもの)に限り提出していますか。	はい	いいえ	○ 確定申告書、青色申告決算書など
	贈与の時 ② その事業を廃止した旨の届出書を提出している又はこの特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限までに提出する見込みですか。	はい	いいえ	○ 廃業届出書
	③ 既にこの特例の適用に係る贈与をしている者(注1)に該当しませんか。	はい	いいえ	○ 贈与税の申告書など
	(2) (1)の場合以外の場合ですか。	はい	<input checked="" type="checkbox"/>	—
	贈与の直前 ① 特定事業用資産に係る事業を行っていた者に係るこの特例の適用に係る贈与の直前又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続開始の直前において、その者と生計を一にする親族ですか。	はい	いいえ	—
贈与の時	② ①の贈与の時又は相続開始の時に贈与をした贈与者ですか。	はい	いいえ	○ 事業用資産納税猶予税額の計算書など
	③ 既にこの特例の適用に係る贈与をしている者(注1)に該当しませんか。	はい	いいえ	○ 贈与税の申告書など
後継者(受贈者)	贈与の日まで ○ その贈与の日まで引き続き3年以上にわたりその特定事業用資産に係る事業に従事していましたか。(注2) (業務の具体的内容等)	はい	いいえ	—
	贈与の時	① 特定事業用資産の取得が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間の贈与による取得で、次のいずれかの取得ですか。 イ 最初のこの特例の適用に係る贈与による取得 ロ イの取得の日から1年を経過する日までの贈与による取得(注3) ② 贈与者から特定事業用資産の全てを取得していますか。 ③ その事業が、資産保有型事業、資産運用型事業及び性風俗関連特殊営業のいずれにも該当していませんか。(注4) ④ 20歳以上ですか。	はい	いいえ

※ 2面に続きます。

(1面からの続きです。)

項目	確認内容 (適用要件)		確認結果		確認の基となる資料
後継者 (受贈者)	贈与の時から申告期限まで	○ 特定事業用資産に係る事業を引き継ぎ、引き続きその特定事業用資産の全てを有し、かつ、自己の事業の用に供していますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、青色申告決算書など
	申告期限まで	① 都道府県知事の円滑化法の認定を受けていますか。(注5) ② 中小事業者ですか。 ③ その事業について開業の届出書を提出していますか。 ④ その事業について青色申告の承認を受けていますか。(注6) ⑤ 円滑化省令第17条第1項の確認(同項第3号に係るものに限り、円滑化省令第18条第7項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの)を受けていますか。(注5)	はい はい はい はい はい	いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ	○ 認定書の写し ○ 認定書の写し ○ 開業の届出書 ○ 青色申告承認申請書 ○ 確認書の写し
特定事業用資産	共通	① 次の区分に応じ、それぞれの日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されている資産ですか。 イ 贈与者が1面の(1)に該当する場合 その贈与者の贈与の日 ロ 贈与者が1面の(2)に該当する場合 特定事業用資産に係る事業を行っていた者に係るこの特例の適用に係る贈与の日又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続開始の日 ② 特定事業用資産に係る事業は、不動産貸付業、駐車場業及び自転車駐車場業に該当しませんか。	はい	いいえ	○ 青色申告決算書 ○ 青色申告決算書
		① 土地又は土地の上に存する権利で、一定の建物又は構築物の敷地の用に供されていますか。(注7) ② 贈与者の事業の用に供されていた宅地等のうち棚卸資産に該当しない宅地等ですか。(注8)	はい はい	いいえ いいえ	○ 青色申告決算書、登記事項証明書など ○ 青色申告決算書、登記事項証明書など
	建物	○ 贈与者の事業の用に供されていた建物のうち棚卸資産に該当しない建物ですか。(注8)	はい	いいえ	○ 青色申告決算書、登記事項証明書など
	減価償却資産	○ 固定資産税の課税対象とされる資産など、租税特別措置法第70条の6の8第2項第1号ハに定める一定の減価償却資産に該当しますか。(注9)	はい	いいえ	○ 固定資産税の通知書の写しなど

- (注) 1 同一年中に他の受贈者(後継者)に、特定事業用資産の贈与をしている者は含まれません。
 2 「特定事業用資産に係る事業」には、その事業と同種又は類似の事業に係る業務や、その事業に必要な知識及び技能を習得するための高等学校、大学、高等専門学校その他の教育機関における修学を含みます。また、「業務の具体的内容等」の記載に当たっては、具体的に従事した期間、事業内容等を記載します。
 3 「イの取得の日」は、後継者が、その事業に係る特定事業用資産について、最初に「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けている場合には、その適用に係る相続又は遺贈による取得の日となります。
 4 「資産保有型事業」とは、租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号に規定する事業をいい、「資産運用型事業」とは、同項第5号に規定する事業をいい、「性風俗関連特殊営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいいます。
 5 「円滑化法」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいいます。また、「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。
 6 所得税法第147条の規定により承認があったものとみなされる場合の承認を含みます。
 7 「一定の建物又は構築物」とは、租税特別措置法施行規則第23条の8の8第1項に規定する建物又は構築物をいいます。
 8 「贈与者の事業の用」は、贈与者が1面の(2)の場合には、「特定事業用資産に係る事業を行っていた被相続人又は贈与者の事業の用」となります。また、事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、事業の用に供されていた部分に限ります。
 9 特定事業用資産の対象となる一定の減価償却資産には、固定資産税の課税対象とされているもの、自動車税又は軽自動車税において営業用の標準税率が適用されるもの、その他一定のもの(貨物運送用など一定の自動車、乳牛・果樹等の一定の生物、特許権等の一定の無形固定資産)が該当します。

（令和元年分用）「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の提出書類チェックシート

（はじめにお読みください。）

- このチェックシートは、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けるための提出書類を確認する際に使用してください。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して、この特例の適用に係る贈与者ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

受贈者（特例適用者）

贈与者氏名：

住 所 _____
 氏 名 _____
 電話 () _____

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

（注）担保提供書及び担保関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	円滑化省令第7条第14項の都道府県知事の 認定書 （円滑化省令第6条第16項第7号又は第9号の事由に係るものに限り。）の 写し 及び円滑化省令第7条第10項（同条第12項において準用する場合を含みます。）の 申請書の写し	<input type="checkbox"/>
2	円滑化省令第17条第5項の都道府県知事の 確認書の写し 及び同条第4項の 申請書の写し	<input type="checkbox"/>
3	特定事業用資産の区分に応じそれぞれ次に定める書類 (1) 租税特別措置法第70条の6の8第2項第1号ハに定める資産（地方税法第341条第4号に規定する償却資産に限り。） その資産についての地方税法第393条の規定による通知に係る 通知書の写し その他の書類（同法第341条第14号に規定する償却資産課税台帳に登録をされている次に掲げる事項が記載されたものに限り。） イ 当該資産の所有者の住所及び氏名 ロ 当該資産の所在、種類、数量及び価格	<input type="checkbox"/>
	(2) 租税特別措置法第70条の6の8第2項第1号ハに定める資産（自動車に限り。）並びに租税特別措置法施行規則第23条の8の8第2項第2号及び第3号に掲げる資産 道路運送車両法第58条第1項の規定により交付を受けた 自動車検査証 （贈与の日において効力を有するものに限り。）の 写し 又は地方税法第20条の10の規定により交付を受けたこれらの資産に係る同条の 証明書の写し その他の書類でこれらの資産が自動車税及び軽自動車税において営業用の標準税率が適用されていること又は租税特別措置法施行規則第23条の8の8第2項第2号イ若しくはロ若しくは第3号に掲げる資産に該当することを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>
	(3) 租税特別措置法施行規則第23条の8の8第2項第1号に掲げる資産（所得税法施行令第6条第9号ロ及びハに掲げる資産に限り。） 当該資産が所在する敷地が 耕作の用に供されていることを証する書類	<input type="checkbox"/>
4	贈与に係る契約書の写し その他の贈与の事実を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
5	後継者が贈与の日まで引き続き3年以上にわたり特定事業用資産に係る租税特別措置法第70条の6の8第2項第2号ハに規定する事業に従事していた旨及びその事実の詳細を記載した書類 ※ 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用要件チェックシートに当該事項について記載してください。	<input type="checkbox"/>